

貨物概要

甲が革、本底がゴムから成る履物。本底の前部と後部で厚さが異なる特殊な形状をしており、履くと爪先立ちとなる構造のもの。

甲は紐締めで、足入れ口部分には保護パッド、インソールには衝撃吸収機能が有り、踵部が堅牢につくられている。

アキレス腱、ふくらはぎ、太もも及び臀部等の筋肉を強化発達させるためのトレーニングシューズとして使用される。

分類

関税率表第 6403.99 号 - 1 - （統計番号 6403.99-011）の体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

分類理由

履くと爪先立ちとなる本底の特殊な形状から、アキレス腱等の筋肉強化の為のトレーニングシューズとして使用される履物であると認められますので、国内分類例規第 64.03 項～64.05 項の 1 の 表の 9 に規定する「その他の体操用等の靴」に該当するものとして、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）